情報処理学会北海道支部 行事開催規則

(主旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人情報処理学会北海道支部(以下、支部)又は支部会員が、支部 名称を用いた行事を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする.

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる行事開催に係る用語の定義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる. ただし、行事主催組織の定める用語と異なる場合がある.

(1) 主催

行事の企画および運営を行い、主催者としての全責任を負うことをいう.

(2) 共催

行事の企画又は運営を他学術組織等と共同して行い,共同主催者としての責任の一部を分担することをいう.

(3) 協賛

行事の趣旨に賛同し、必要において金銭的および人的援助することをいう.

(4) 後援

行事の趣旨に賛同し、必要において人的援助することをいう.

(承認の基準)

- 第 3 条 支部又は支部会員は、本支部規約第 2 条 (目的) の目的に合致する範囲において行事の主催を行うことができる.
- 2 支部規約第 2 条(目的)の目的に合致する範囲において,他学術組織等との共催,協賛ならびに 後援を行うことができる.
- 3 行事の開催に関して、承認の数に上限を設けない. 但し、金銭的援助を必要とする行事開催の場合、各年度の予算執行状況により補助金額を減額した上での承認、又は金銭的援助が承認されないことがある.

(行事の承認手続)

- 第 4 条 行事を主催、共催、協賛、後援しようとするものは、別途定める必要事項を添えて(別記様式1)、原則として行事開催の 1 $_{\it F}$ 月前までに(協賛、後援については 2 週間前までに)、支部長に提出しなければならない。
- 2 支部長は、前項の申請を受けたときは速やかに幹事会に諮り、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする. 但し、直近に幹事会の開催がない場合、支部長が承認の可否を決定し、幹事会の事後承認をとるものとする.

(報告)

第 6 条 承認された行事の開催後速やかに、別途定める必要事項を添えて(別記様式 2)、原則として行事開催後 $1 \, \mathrm{r}$ 月以内に支部長へ提出しなければならない。支部長はそれを幹事会へ報告するものとする。

附則

この規則は, 平成 23 年 4 月 20 日から施行する

別記様式1

行事開催申請

- 1. 事業(講演会・シンポジウム)名, 2. 開催日時, 3. 開催場所,
- 4. 申請内容(助成額や人員等), 5. 予定参加者数, 6. 事業内容

別記様式2

行事開催報告

- 1. 事業(講演会・シンポジウム)名, 2. 開催日時, 3. 開催場所,
- 4. 参加人数, 5. 事業内容